第１号議案　知事の専決処分に対する意見について

平川教育長：　それでは，第１号議案，知事の専決処分に対する意見について，大内総務課長，説明をお願いいたします。

大内総務課長：　それでは，第１号議案について御説明申し上げます。

知事が地方自治法第180条の規定により専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条によりまして，知事から意見を求められていますので，これに同意する旨の回答をすることにつきまして，御提案申し上げるものでございます。

資料の１ページをお願いいたします。今回の専決処分は，車両の損傷事故により発生した損害賠償の額を定めるものでございます。この車両損傷事故は，平成30年９月６日に，県立安芸高等学校敷地内の体育館横に普通乗用車が駐車しようと，その導線上にあるマンホールの蓋を左前輪で踏んだところ，その拍子にマンホールの蓋が弾み，同車両の左サイドステップ，いわゆる前輪の後ろ側の下部の部分に当たったことにより，車両の一部に損傷が生じたものでございます。当該事故に係る損害額は10万7,000円でございまして，相手方に過失はないことから，全額を損害賠償として決定し，相手方と示談交渉を行うものでございます。

説明は以上でございますけれども，教育委員会の関係課が確認し，内容に問題がないことから，同意することが適当であると考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員：　マンホールが浮いていたということになるのですか。どういう状況だったのか，もう少し詳しく教えてください。

大内総務課長：　マンホールの周りをコンクリートが囲っているのですけれども，そこのコンクリートの部分がかなり劣化しておりまして，マンホールの端を車が通過したときに，ぽんとはね上がったような感じになった。マンホール自体もちょっと古いものなので，マンホールの蓋の部分といわゆる受けの部分との間に，ちょっとすき間が生じていたような状況で，そういった事故が起きたということでございます。

近藤委員：　その劣化しているコンクリートとか，マンホールとか，一体の整備というのはどのようになっているのでしょうか。

大内総務課長：　そこの補修というのはまだやっていないのですけれども，再発防止策ということで，９月21日付けで，全学校に対して，そういったマンホールの蓋の部分を目視で状況等を確認するように注意喚起を行ったところでございまして，その状況によっては，施設課とも連携しまして，補修の措置をとらないといけないと思っております。

細川委員：　歴史のある学校もございますし，こういう状況というのは，恐らく事務長かどなたかが点検をされる中で，把握をしていただいていると思うのですが，非常に残念なケースでございますので，きちんと把握していただいて，修繕するところはちゃんと修繕していただいて，こういう案件が発生しないようにということをお願いしたいと思います。木が朽ちてきて，危ない学校もあったり，やはり年数がたつと，いろいろなことが変わってまいりますので，是非そういうところも把握していただいて，適切に対応していただければと思います。

平川教育長：　そのほか御意見，御質問ございませんでしょうか。

（　な　　し　）

平川教育長：　以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に賛成の方は挙手願います。

（　全員挙手　）

平川教育長：　ありがとうございます。全員賛成と認めます。

よって，本案は原案どおり可決されました。

報　第１号　知事の専決処分に対する意見ついて

平川教育長：　続きまして，報　第１号，知事の専決処分に対する意見について，引き続き，大内総務課長，説明をお願いいたします。

大内総務課長：　それでは，報第１号について御説明申し上げます。

先ほどの第１号議案同様，これも車両の損傷事故による損害賠償の額の決定に係る案件でございますけども，これは既に教育長が臨時に代理をし，専決処分に同意する旨を回答したものについて報告させていただき，御承認をお願いするものでございます。

資料の１ページを御覧ください。この車両の損傷事故は，平成30年４月９日に県立福山特別支援学校におきまして，児童を送ってきた保護者の停車中の車両に，当該児童を教室に移動させるため出迎えた同校の教諭が，当該児童の車椅子用の着脱式天板を接触させ，車両の一部を傷付けたものでございます。当該事故に係る損害額は車両の修理に要する費用22万9,079円でございます。相手方に過失がないことから，全額損害賠償額として決定し，相手方と示談交渉を行ったものでございます。

なお，この事案につきまして，第１号議案とは異なり，臨時に代理した理由でございますけども，示談や損害賠償金の支払手続について，相手方との調整に時間を要し，この度，ようやく相手方の内諾を得られたことから，事故の発生が４月ということで，相当の期間を経過している状況にも鑑みまして，速やかに示談を行う必要があると判断したものでございます。関係課が確認し，内容が問題ないことから，同意することが適当であると思われましたので，10月25日付けで臨時代理し，同意する旨，回答を行い，同日付けで専決処分が行われたことを確認しております。説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

（　な　　し　）

平川教育長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手を願います。

（　全　員　挙　手　）

平川教育長：　全員賛成と認めます。

よって，本案は原案どおり承認されました。